

第3号議案 2019年度事業計画

2019年度は、下記の第4次中期計画の最終年として事業を行う。

【第4期中期計画】

当中期計画では、定款に掲げる目的の実現に向け、達成すべき目標、目標を実現するための課題、課題に対応する主な実施事業を策定する。

中期計画の期間は2017年4月～2020年3月の3ヵ年とする。

■法人の目的（理念）と、中期計画の目的・目標・課題・主な事業

<定款>

市民の参加による持続可能な市民社会づくり、豊かな地域社会づくりに関わる政策提案を行い、その実現に向けて市民と協働して取り組むとともに、市民の自主的な社会活動（市民活動）の推進に寄与する。

<中期計画の目的>

持続可能な市民社会作りを実現するために「地域/福祉のまちづくり」をテーマに、主に地域課題から抽出した政策や事業を社会提案するとともに、採算性を持つ自主事業が遂行できる組織力量を付けていく。

<事業目標>

A. 地域課題、市民活動から抽出した社会課題解決に関する、その政策化・事業化の提案及び支援

B. 地域課題、市民活動から抽出した社会課題解決のための新事業立ち上げ、及び助成事業の実施

<組織目標>

C. 組織体制の構築

<課題>

1. 市民自治・参加・分権の普及と強化による福祉のまちづくり調査研究

2. 市民による福祉のまちづくり実現のための新規事業立ち上げ

3. 市民の主体的活動・事業への助成、支援

* 委託事業
* 活動支援
* 情報発信

4. 経営及び役員・事務局体制の検討

<主な事業>

- ・ コミュニティ政策の調査研究
- ・ 市民参加手法研究
- ・ 地域政策形成プロジェクト

- ・ 地域資源の活用事業

- ・ 草の根市民基金ぐらん
- ・ ソーシャルジャスティス基金

上記 ABC の目標

に対応する 4 つの課題に対して、中期計画で取り組む実施方針は以下のとおり定める。

■課題に対応した実施方針

1. 市民自治・参加・分権の普及と強化による地域/福祉のまちづくり調査研究

持続可能な市民社会の基盤となる、市民による地域－コミュニティの自治・経営の推進に寄与するコミュニティ政策、市民自治・参加・分権制度、市民参加手法などの調査研究と提案に取り組む。また、これらに関する市民による政策提案支援や実現のための活動支援を行う。

2. 地域/福祉のまちづくり実現のための新規事業立ち上げ

もう一つの住まい方研究や地域調査活動等の成果を活かして、地域資源の活用を通じた新規事業を立ち上げる。

3. 市民の主体的活動・事業への助成、支援

草の根市民基金・ぐらん及びソーシャル・ジャスティス基金の社会的機能を提案していくことを通じて市民活動における市民ファンドの必要性をアピールし、支援者及び寄付者の増加を図り、安定的な経営基盤を構築する。

4. 組織体制の構築

2013 年、2014 年の大幅な赤字構造は 2015 年度以降改善されたが、助成事業頼みの不安定要素の残った収益構造となっている。そのため事業ごとの収支構造の見直しや新規収益事業の開発などを行い、中期計画期間内に安定的な経営構造を形成する。

また、2007 年の 2 法人合併による団体設立以来、役員及び事務局の基本的な構成は変わっていない。そのため、組織力量を落とさないよう注意しながら、中期計画期間内に今後を見据えた若返りを図っていく。

■事業の手法

事業の実施については、それぞれの目標に基づくプロジェクトを形成し、テーマごとに必要な専門性を持っている市民団体や専門家との連携、共同を積極的に行い、コンソーシアム型での運営を意識して進めていく。

2019 年度実施事業計画

I. 市民自治・参加・分権の普及と強化による地域/福祉のまちづくり調査研究

1. 市民討議会など市民参加手法の実践を通じた討議民主主義の調査研究

自治体計画や条例等への市民参加手法の課題と、その計画・実施・評価における各段階にふさわしいあり方の整理等についての調査研究の実施に向けて準備を進める。

2. NPO 法制定記録寄贈、HP 公開

国立公文書館への資料寄贈を、段階的に終了させ、その結果を HP で公開する。

3. 地域/福祉のまちづくりに関するセミナー事業

市民自治・参加・分権の普及と強化による地域/福祉のまちづくり調査研究に関するセミナーを開催する。

II. 地域/福祉のまちづくり実現のための新規事業立ち上げ

4. コミュニティ政策の調査研究及び地域資源の活用調査事業

生活クラブ生協・東京をはじめ生活クラブ運動グループなどとの協力により、高齢者等「住宅確保要配慮者」に対する居住・見守り支援の担い手・ネットワークづくりの取り組みを引き続き進めるとともに、2017 年度「認定 NPO による空き家や土地の所有」の実証調査の結果、2018 年度「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業—空き家の福祉活用事例ガイドブック」等を参考にして、空き家活用及び「住宅確保要配慮者」に対する居住・見守り支援の取り組みとの連携など、地域資源の活用について検討を進める。

III. 市民の主体的活動・事業への助成、支援

5. 草の根市民基金・ぐらん 助成事業

都内で活動する市民団体、及びアジアを支援する日本の市民団体を支援する助成基金として、「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」のもとで助成事業及び交流事業の取り組みを引き続き進める。具体には、助成事業として「都内助成」300 万円、「アジア助成」150 万円、総額 450 万円の支援を行うとともに、「草の根交流集会」の開催や各種交流、情報発信の取組みを行う。

6. アドボカシー部門 助成事業

6-1. ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF)

「社会的公正」を目指してアドボカシー活動を行う市民団体を支援する助成基金として、「ソーシャル・ジャスティス基金運営委員会」のもとで助成事業及び対話事業の取

り組みを進める。具体には、助成事業の総額を 200 万円とし、そのための資金調達を 300 万円を目標に進める。また、対話事業として市民意見の形成を行う「アドボカシーカフェ」の定期開催と、助成発表フォーラム等の開催を引き続き進める。

6-2. 「コミレス基金と、ソーシャル・ジャスティス基金を擁する協同構想」試行実施

NPO 情報・研修センター（TRC/代表・世古一穂氏）と協力して指定寄付「コミュニティ・レストラン助成基金」を創設し、SJF とともにアドボカシー型助成基金部門として位置づけ、アドボカシー活動を支援する新たな市民共同の助成基金のしくみを試行する。

7. 「休眠預金活用法」に基づく資金分配団体への申請の検討（新規）

草の根市民基金・ぐらんやソーシャル・ジャスティス基金の取り組みの経験を活かし、また休眠預金等活用制度が市民社会を強化し豊かな地域社会に貢献する制度となるよう監視するため、その参画・参入に向けて検討を進める。

IV. 委託事業、活動支援

8. もうひとつの住まい方推進協議会（AHLA）委託事業

もうひとつの住まい方推進協議会の事務局事務委託事業を引き続き行う。

9. スケルトン定借普及センター委託事業

もうひとつの住まい方推進協議会に加盟する「スケルトン定借普及センター」の事務局事務委託事業を引き続き行う。

10. 市民活動、自治体、その他支援・協力

<市民活動>

全国 NPO バンク連絡会、生活クラブ運動グループ東京連絡会、東京 CPB、インクルーシブ事業連合、NPO 法人アビリティクラブたすけあい（ACT）、市民セクター政策機構、市民政策調査会、など、各種市民活動団体との連携、活動協力などを行う。

<自治体>

各種事業に関わる自治体からの協力等について、適宜対応することとする。

V. 情報発信

11. 季刊誌、書籍発行

主に会員向け季刊誌・情報誌として、市民政策調査会と協力して「季刊アドボカシー」の発行を引き続き進めるが、電子メール等を活用した情報発信（メールマガジン）などもあわせてその在り方について検討を進める。

また、研究成果等をまとめた書籍等の発行を必要に応じて進める。

※「季刊アドボカシー」の発行等に関する内容については編集委員会で協議し決定する。

12. HP, メールマガジン

HPやメールマガジン等で、積極的な情報発信を行っていく。なお、主に会員向け情報の配信にあたっては、季刊誌の発行などと合わせて、その在り方について検討を進める。

2019年度事業一覧

| 中期計画 | 事業形態 | 事業名 | 財源 | 備考 |
|---------------------------------------|-------|--------------------------------|---------|------|
| Ⅰ. 市民自治・参加・分権の普及と強化による地域/福祉のまちづくり調査研究 | 独自/継続 | 1.市民参加手法研究 | | |
| | 独自/継続 | 2.NPO 法制定記録寄贈、HP 公開 | 自己資金 | 一部継続 |
| | 独自/継続 | 3.地域/福祉のまちづくりに関するセミナー | 参加費等 | |
| Ⅱ.地域/福祉のまちづくり実現のための新規事業立ち上げ | 独自 | 4.コミュニティ政策の調査研究 地域資源の活用調査事業 | 自己資金 | |
| Ⅲ.市民の主体的活動・事業への助成、支援 | 独自/継続 | 5.草の根市民基金・ぐらん | 寄付金 | |
| | 独自/継続 | 6-1.ソーシャル・ジャスティス基金 | 寄付金、助成金 | |
| | 独自/新規 | 6-2.コミレス基金、試行実施 | 寄付金 | |
| | 独自/新規 | 7. 休眠預金・資金分配団体への参画・参入の検討 | 自己資金 | |
| Ⅳ.委託事業、 | 委託/継続 | 8.もうひとつの住まい方推進協議会 | 委託費 | |
| | 委託/継続 | 9.スケルトン定借普及センター委託事業 | 委託費 | |
| 活動支援 | 委託/継続 | 10.市民活動、自治体、その他支援 | 謝金等 | |
| Ⅴ.情報発信 | 独自/継続 | 11.季刊誌、書籍発行 | 会費/販売 | |
| | 独自/継続 | 12.HP、メールマガジン | 自己資金 | |

1. 組織運営

(1) 会員

近年は設立時から事業テーマが変化し多様なテーマを扱っているため団体の特性が見え難いことなどから、ここ数年会員数が微減している。2019年度は各種の事業や企画参加などを通じて会員の拡充に努める。

(2) 理事・監事・事務局体制

以下の体制で運営にあたる。

<理事> (15名)

赤坂禎博 伊藤久雄 奥田雅子 小林幸治 小林徹也 佐々木貴子 塩田三恵子 田中のり子
辻 利夫 土屋真美子 坪郷 實 西崎光子 林 泰義 三浦一浩 三木由希子

<監事>

畑山 弘 矢崎芽生

<事務局>

事務局長；小林幸治
事務局スタッフ；辻利夫、瀧川恵理、西畑ありさ
調査研究事業等スタッフ；伊藤久雄

(3) 理事会・三役会

理事会は年間4回程度開催する。理事長、副理事長、事業担当理事、会計担当理事による役員会を隔月での開催を基本として、日常的な事業活動の管理運営、方針・計画案等の策定を行う。

(4) 第5次中期計画の策定

2020年度～2022年度を対象とした第5次中期計画の策定を、理事会の下で行う。

(5) 草の根市民基金・ぐらん

「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」による管理運営を基本とし、その決定事項をまちぼっと理事会で承認し、実行する。

(6) アドボカシー活動助成

① ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF)

「ソーシャル・ジャスティス基金運営委員会」による管理運営を基本とし、その決定事項をまちぼっと理事会で承認し実行する。

② コミュニティ・レストラン創設・運営基金 (コミレス基金)

「コミレス基金運営委員会」による管理運営を基本とし、その決定事項はまちぼっと理事会で承認し、実行する。

*アドボカシー活動助成の運営事務は SJF 事務局が担当する。

2. 財政運営

(1) 活動予算

経常費の予算では人件費など事業と管理の共通経費にあたる経費は管理費に入れて作成している。

草の根市民基金・ぐらんは、登録寄付を主な資金源として450万円の助成と草の根交流会等を行う。そのための寄付目標を700万円とする。

ソーシャル・ジャスティス基金は、200万円の助成と定期的なアドボカシーカフェの開催を行う。そのための当期収益目標を300万円とする。庭野平和財団より「ソーシャル・ジャスティス基金」を対象にした助成金が確定している。

本会計では、もうひとつの住まい方推進協議会及びスケルトン定借普及センターからの受託事業を行う。

(2) 財政課題

本会計は、繰越金に余裕がないため各事業において収益性を確認しながら事業を進めていくとともに、新たな収益事業の確保に努めていく。

草の根市民基金・ぐらんは特別会計の中から適切な人件費計上を行うこととする。

また抜本的な解決に向けて第5時中期計画の策定を行う。